

令和8年度

新潟県認知症介護研修の手引

実施主体

新 潟 県

◇認知症になっても安心して
暮らせる新潟県をめざします◇



新潟県認知症介護研修について

新潟県では、認知症介護の質の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスを充実させるため、平成12年度より高齢者介護実務者等に対して認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施しています。

令和8年度は、本手引に記載の研修を実施しますので、多くの介護職員の皆様からの申込みをお待ちしております。

なお、詳細な募集要項については、研修開始日の概ね2か月前にご案内いたします。

新潟県認知症介護研修の手引 目次

研修受講までの流れ	2
新潟市が実施する研修について	3
令和8年度実施研修の日程・内容	
(認知症介護研修) 実施スケジュール	4
認知症介護基礎研修 (eラーニング)	5
認知症介護実践者研修	6
認知症介護実践リーダー研修	8
認知症対応型サービス事業管理者研修	10
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	12
認知症対応型サービス事業開設者研修	14

研修受講までの流れ

受講者の募集から研修受講までの流れは、以下のとおりです。

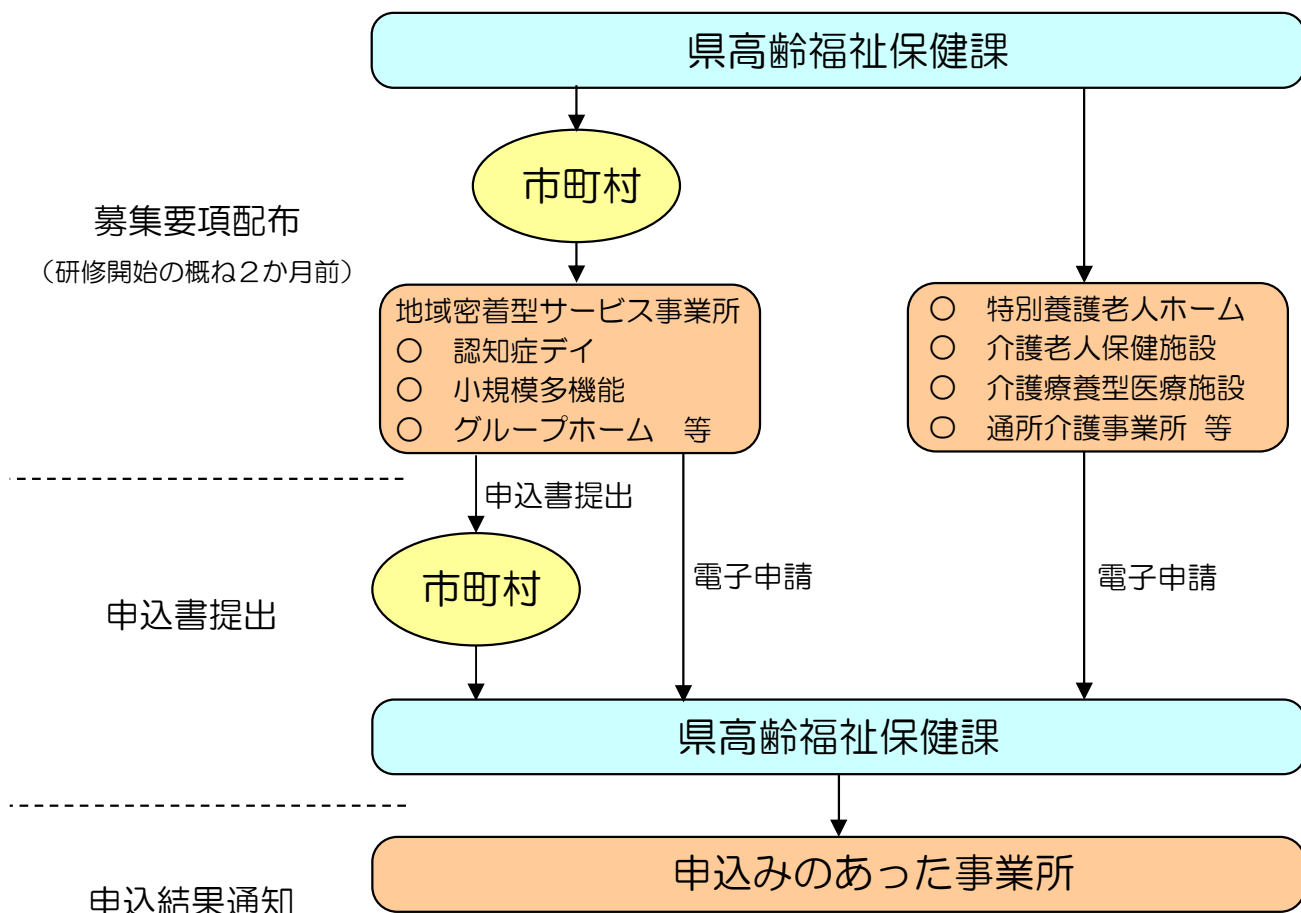
- ※ 所属する施設・事業所により、申込方法が異なりますのでご注意ください。
- ※ 認知症介護基礎研修はeラーニングシステムにより実施します。申込方法等が異なりますので、詳しくは5ページ又は県のホームページをご覧ください。

<地域密着型サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所等）の場合>

- ① 研修開始の概ね2か月前に、所管市町村を通じて募集要項等を配布します。
- ② 受講を希望する事業所は、新潟県電子申請システムで申し込みをしていただくと共に、必要書類を所管市町村に提出してください。
- ③ 事業所の新規開設等、県が定める一定の要件に該当する方は、優先的に受講できるように配慮しますので、所管市町村にご相談ください。
- ④ 県は、申込者に対し直接申込結果通知書を送付します。

<特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所介護事業所等の場合>

- ① 研修開始の概ね2か月前に、各施設に直接募集要項等を配布します。県のホームページにも募集要項等を掲載します。
- ② 受講を希望する事業所は、新潟県電子申請システムで申し込みをしてください。
- ③ 県は、申込者に対し、申込結果通知書を送付します。



新潟市が実施する研修について

平成19年度より、新潟市（政令指定都市）においても認知症介護研修を実施しています。新潟県が実施する研修と新潟市が実施する研修の対象者は異なりますので、受講申込みの際にはご注意ください。

県が実施する研修の対象者

市が実施する研修の対象者

新潟市以外の29市町村に所在する介護保険施設等に勤務する方（予定を含む）

新潟市に所在する介護保険施設等に勤務する方（予定を含む）

※ 研修の申込みについては、新潟市地域包括ケア推進課にお問い合わせください。

電話：025-226-1281

- ※ ただし、新規開設や減算対象となる地域密着型サービス事業所等、緊急かつやむを得ない理由により、その事業所に係る実施主体の研修を受講できない、又はその研修の受講では新規開設等に間に合わない場合、県と新潟市はそれぞれの受講定員の範囲内で相互に受講者の受入れを行うことがあります。
- ※ 新潟県内においては、県と新潟市が実施する研修の修了者はそれぞれ同等に取り扱われます。
- ※ なお、『認知症対応型サービス事業開設者研修』については、新潟県と新潟市とで隔年で交互に実施しており、どちらが実施する場合も研修の対象者は30市町村全ての事業所となります。

令和8年度 新潟県認知症介護実践者等養成事業（認知症介護研修）実施スケジュール

1 新潟県実施分

研修名	実施主体	会場	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基礎研修	県	長岡	42名													
		上越	35名													
		下越	50名													
実践者研修		魚沼	45名													
		上越	35名													
実践リーダー研修		長岡	40名													
		上越	40名													
管理者研修		長岡	40名													
		魚沼	25名													
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修		上越	25名													
開設者研修	下越	30名														

eラーニングシステムにより実施

①(初日:6/5、最終日:7/29)

②(初日:6/9、最終日:8/25)

③(初日:7/2、最終日:9/4)

④(初日:8/25、最終日:10/27)

⑤(初日:10/6、最終日:12/24)

(初日:8/25、最終日:11/13)

①(講義:9/3、4)

①(講義:6/18、19)

②(講義:11/5、6)

(講義:12/4)

②(講義:2/1、2)

(講義:1/18、19)

(講義:2/25、26)

2 新潟市実施分（参考）

研修名	実施主体	会場	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基礎研修	市		60名													
実践者研修			60名													
実践リーダー研修		新潟市	35名													
管理者研修			50名													
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修			30名													

eラーニングシステムにより実施

(初日:6/9、最終日:8/4)

(初日:10/19、最終日:12/18)

(初日:8/27、最終日:10/8)

(講義:1/18、19)

(講義:2/25、26)

3 その他

(1) 上記表は年度当初の予定であり、実施日、定員等については変更することがありますので、あらかじめご承知願います。

1 認知症介護基礎研修（eラーニング）

～認知症介護に関する基礎的な知識と技術を学びます～

ねらい

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようになること

概要

- 研修時間 講義：150分程度（常時受講可能）
- 対象者 新潟県内（新潟市を除く）に所在する介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等
- 実施主体① 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター
受講負担金 3,000円
受講方法等 下記URLから申込み・受講いただけます。
<https://kiso-elearning.jp/>
- 実施主体② 株式会社クーリエ（「みんなの介護マーケット」eラーニング）
受講負担金 無料 ※「みんなの介護マーケット」への会員登録が必要
受講方法等 下記URLから申込み・受講いただけます。
<https://market.minnanokaigo.com/learning/lp>
- その他
 - ・新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者は、採用後1年間の受講猶予期間が設けられています。
 - ・受講の義務付けが免除される資格等については、県HP「令和8年度新潟県認知症介護研修について」をご確認ください。

標準的な研修カリキュラム

教科名	内容	時間
認知症の人の理解と対応の基本（講義）	・認知症の人を取り巻く現状 ・具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方 ・認知症の人を理解するために必要な基礎的知識 ・認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点	150分程度

2 認知症介護実践者研修

～実践的な認知症介護の知識と技術を学びます～

ねらい

認知症高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことを支援するための実践的な認知症介護の知識と技術の習得

概要

- 研修時間 講義・演習：4.5日
学習成果の実践展開期間：2週間
職場実習：4週間 実習のまとめ：180分
- 日程
第1回（長岡会場） 令和 8年 6月 5日（金）～ 7月29日（水）
第2回（上越会場） 令和 8年 6月 9日（火）～ 8月25日（火）
第3回（下越会場） 令和 8年 7月 2日（木）～ 9月 4日（金）
第4回（魚沼会場） 令和 8年 8月25日（火）～10月27日（火）
第5回（上越会場） 令和 8年10月 6日（火）～12月24日（木）
- 定員 長岡：42名、上越：各回35名、下越：50名、魚沼：45名
- 対象者 介護保険施設等の介護従事者等で、認知症介護基礎研修を修了した方あるいは同等以上の能力を有す方であり、身体介護に関する基本的な知識・技術（介護福祉士と同等程度）を習得している方であって、認知症高齢者介護に関する実務経験が2年程度の方
- 受講負担金 23,000円
- その他
 - 本研修は、認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者として勤務するための要件となっています。
 - 本研修は、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症対応型サービス事業管理者研修」「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講するための要件となっています。
 - 本研修は、「認知症加算（通所介護）」の加算要件の一つとなっています。
 - 第2回（上越会場）及び第5回（上越会場）については、オンライン（一部集合）により実施します。詳細は募集時にお知らせします。

標準的な研修カリキュラム

教科名	内容	時間
1 認知症ケアの基本		
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	・認知症ケアの理念と我が国の認知症施策 ・認知症に関する基本的知識 等	180分
(2) 生活支援のためのケアの演習1	・生活支援のためのケア ・認知症の生活障害 等	300分
(3) QOLを高める活動と評価の観点	・アクティビティの基礎的知識の展開 ・心理療法やアクティビティの評価方法	60分
(4) 家族介護者の理解と支援方法	・家族介護者の理解 ・家族介護者の心理 等	90分
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	・権利擁護の基本的知識 ・権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束 等	90分
(6) 地域資源の理解とケアへの活用	・認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割 ・インフォーマルな地域資源活用 等	120分
学習成果の実践展開期間 (2「(1)学習成果の実践展開と共有」に向けて)		2週間
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践		
(1) 学習成果の実践展開と共有	・認知症の人本人の声を聴く(自施設・事業所における実践) 等	60分
(2) 生活支援のためのケアの演習2(行動・心理症状)	・行動・心理症状(BPSD)の基本的理解 ・行動・心理症状(BPSD)の発症要因とケアの検討(事例演習) 等	240分
(3) アセスメントとケアの実践の基本	・認知症の人のアセスメントの基礎的知識 ・観察の方法とポイント 等	300分
3 実習		
(1) 職場実習の課題設定	・職場実習のねらい ・対象者選定 等	240分
(2) 職場実習(アセスメントとケアの実践)	・実習の準備、実習の開始、報告準備	4週間
(4) 職場実習評価	・職場実習報告 ・ケア実践計画の評価	180分

修了者の声

- ・良いと思ってしてきた介護が、本当にその人にとってみたら、どうだったのか？理想と現実の難しさを受け止めつつ、しっかりと理解をしたいと思います。
- ・職員の思い込みによるケアではなく、まずはその方をよく知り、根拠に基づいたケアをすることが大切だと強く感じた。

3 認知症介護実践リーダー研修

～ケアチームのリーダーを養成します～

ねらい

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する

概要

- 研修時間 講義・演習：5日 職場実習：4週間
実習のまとめ：420分（1日）
- 日程
（長岡会場） 令和 8年 8月25日（火）～11月13日（金）
- 定員 40名
- 対象者 介護保険施設等の介護従事者等であって、次の①、②のいずれかを満たす方
 - ① 認知症高齢者介護に関する実務経験が5年以上あり、認知症介護実践者研修を修了してから1年以上経過している方
 - ② 介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する方
- 受講負担金 28,000円
- その他
 - 本研修は、認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用共同生活介護費を算定するための要件となっています。
 - 本研修は、「認知症専門ケア加算Ⅰ」及び「認知症チームケア推進加算（Ⅱ）」の加算要件の一つとなっています。

標準的な研修カリキュラム

教科名	内容	時間
1 認知症介護実践リーダー研修総論		
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	・実践リーダーの役割 ・実践リーダー研修の概要 等	90分
2 認知症の専門知識		
(1) 認知症の専門的理解	・認知症に関する理解 ・原因疾患別の捉え方のポイント 等	120分
(2) 施策の動向と地域展開	・認知症施策の変遷 ・認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容 等	210分
3 認知症ケアにおけるチームケアとマネジメント		
(1) チームケアを構築するリーダーの役割	・チームの意味や目的、種類 ・チーム構築及び活性化するための運用方法 等	180分
(2) ストレスケアマネジメントの理論と方法	・チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性 ・ストレスマネジメントの方法	120分
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義 ・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション 等	120分
(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性(まとめ) 等	180分
4 認知症ケアの指導方法		
(1) 職場内教育の基本視点	・人材育成における介護職員等のとらえ方 ・指導者のあり方の理解 等	240分
(2) 職場内教育(OJT)の方法の理解	・職場内教育(OJT)における指導技法 ・指導における活用と留意点	240分
(3) 職場内教育(OJT)の実践	・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画(事例演習) 等	360分
5 認知症ケア指導実習		
(1) 職場実習の課題設定	・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解 等	240分
(2) 職場実習	・認知症ケア能力の評価と課題の設定と合意 等	4週間
(3) 結果報告	・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察 等	420分 (1日)
(4) 職場実習評価		

修了者の声

- ・ 認知症介護の実践の場におけるリーダーの役割とは・・・イメージしたリーダー像と自分自身を重ね合わせ、目指すべき方向性を模索した時間でした。
- ・ 今回の研修を通して「他人の育成を手掛けない限り、自己の能力を伸ばすことはできない」ということを実感することができました。

4 認知症対応型サービス事業管理者研修

～事業所の管理者に必要な知識と技術を学びます～

ねらい

認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得

概要

- 研修時間 講義：2日
- 日 程
 - 第1回（上越会場） 令和 8年 9月 3日（木）、 9月 4日（金）
 - 第2回（長岡会場） 令和 9年 2月 1日（月）、 2月 2日（火）
- 定 員 各回 40名
- 対象者 次の①、②をともに満たす方
 - ① 認知症対応型通所介護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者となることが予定されている方
 - ② 本研修の初日までに認知症介護実践者研修を修了している方
- 受講負担金 4,800円
- その他
 - 本研修は、認知症対応型通所介護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者として勤務するための要件となっています
 - 第1回（上越会場）については、オンラインにより実施予定です。詳細は募集時にお知らせします。

標準的な研修カリキュラム

教科名	内容	時間
1 地域密着型サービス基準について	<ul style="list-style-type: none"> 適切な事業所運営を図るための地域密着型サービスの目的や理念の理解 適切な事業所管理を行うための指定基準の理解 	60分
2 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの実践報告を通じた各事業のサービス提供のあり方についての理解 	90分
3 介護従業者に対する労務管理について	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法の規定に基づいた、適切な介護従業者の労務管理についての理解 	60分
4 適切なサービス提供のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供に当たっての下記の事項等についての理解 <地域等との連携> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族・地域・医療との連携 運営推進会議の開催 <サービスの質の向上> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントとケアプランの基本的考え方 ケース会議・職員ミーティング 自己評価・外部評価の実施 サービスの質の向上と人材育成 <その他> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護及びリスクマネジメント 記録の重要性 	330分

修了者の声

- ・ 地域←→施設の関係作りが大切だと再確認できた。
- ・ 働いて疑問に思うことがあっても上司の判断を仰ぐばかりであったが、十分な知識がないとできない。管理する上で他のスタッフと気持ちよく働くためもっと学んでいきたい。
- ・ 利用者本位の関わりは当然のことではあるが、地域との関わり、生活の継続も大切であると再認識した。
- ・ 自分の事業所の振り返り、情報の共有の仕方、意識の持たせ方等、伝え方から考えていく必要を感じた。同じ目標に向かっていけるよう職員と話し合っていきたい。
- ・ 認知症のケアは介護の基本と言われるほどきめ細かいもの。勉強になりました。
- ・ 研修を受けて管理者としての責任を痛感しました。

5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

～小規模多機能型居宅介護計画の作成方法を学びます～

ねらい

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（介護支援専門員等）が、利用登録者に係る居宅サービス計画及び（看護）小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得

概要

- 研修時間 講義・演習：2日
 - 日 程
 - 第1回（魚沼会場） 令和 8年 6月18日（木）、 6月19日（金）
 - 第2回（上越会場） 令和 8年11月 5日（木）、11月 6日（金）
- ※事前レポートの提出があります。**
- 定 員 各回 25名
 - 対象者 （看護）小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は担当者となることが予定されている方で、認知症介護実践者研修を本研修の初日までに修了している方
 - 受講負担金 8,500円
 - その他 ○ 本研修は、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者として勤務するための要件となっています。
○ 第2回（上越会場）については、オンライン（一部集合）により実施予定です。詳細は募集時にお知らせします。

標準的な研修カリキュラム

教科名	内容	時間
1 総論・小規模多機能ケアの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能ケアに関わる法的制度の理解 ・小規模多機能ケアとその視点の理解 	60分
2 ケアマネジメント論	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方の理解 ・本人本位の視点の理解 ・一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントの理解 	60分
3 地域生活支援論	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の地域生活を支援するネットワークづくりとそのあり方の理解 ・地域・他機関との連携についての理解 	60分
4 チームケア（記録・カンファレンス・アセスメント・プラン）	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人のニーズにチームで応えるチームケアの理解 	60分
5 居宅介護支援計画作成の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成についての理解 	300分

修了者の声

- ・ 家族の役割や家族支援をよく家族と話し合い、プランやサービスの提供を考え、地域の方々との人間関係の継続ができるよう考えていきたい。
- ・ 利用者のその人らしさとは何かを考え、その人の生活の質を上げていけるようなプランを立て家族に同意してもらい、協力を得て支援していきたい。
- ・ 地域との関わりが大切であること。ケアマネが抱え込んでしまわない。地域にとって風通しが良い、地域とかけ離れた生活をするのがないようと思った。利用者の立場に立った目線でケアプランを作成できたと思う。
- ・ 地域との関わりがいかに大切か。また、地域を利用し利用者の活動の場を広げ、皆で支援していくことの大切さを学ぶことができた。
- ・ 利用された方が在宅で過ごされるためにどんな関わりができるのか。本人の役割・家族の役割・地域の役割・事業所の役割、柔軟に考えていけるサービスの魅力を感じた。

6 認知症対応型サービス事業開設者研修

～法人の代表者に必要な知識と技術を学びます～

ねらい

認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識の習得

概要

- 研修時間 講義：1日 職場体験：1日
- 日程
(下越会場) 令和8年12月 4日(金)
- 定員 30名
- 対象者 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所を運営する法人の代表者の方
- 受講負担金 6,000円
- その他 本研修は、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所を運営する法人の代表者に受講が義務づけられています。

標準的な研修カリキュラム

教科名	内容	時間
1 認知症高齢者の基本的理解	・認知症という病気と症状について、基本的な理解を図る 等	60分
2 認知症高齢者ケアのあり方	・認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な基本的な考え方の理解	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	・認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題の理解 ・家族への支援の重要性についての理解	60分
4 地域密着型サービスの取組みについて	・地域密着型サービスの指定基準の理解 ・各事業所からの実践報告を通じたサービス提供のあり方についての理解	150分
5 現場体験	・利用者の立場からのケア体験による、適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保についての理解	480分

※ 本研修は新潟県が実施主体となって行いますが、新潟市内を含む全県の事業所が対象となります。

お問い合わせ先

新潟県福祉保健部 高齢福祉保健課 在宅福祉班

電話：025-280-5192 (直通)

FAX：025-280-5229